

「ソフトバンク BB サービス規約」新旧対照表

<p>改定前 (2021年4月1日付)</p>	<p>改定後 (2021年7月1日付)</p>
<p>第8章 Yahoo! BB ホワイトプランに関する特約 第30条 (契約期間および解除料) &lt;2009年3月12日以降に申し込みを行った会員&gt; (3)契約期間の満了月以外の月に、Yahoo! BB ホワイトプランの利用契約を解約した場合、会員は解除料10,450円(税込)を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。</p>	<p>第8章 Yahoo! BB ホワイトプランに関する特約 第30条 (契約期間および解除料) &lt;2009年3月12日以降に申し込みを行った会員&gt; (3)契約期間の満了日が属する月、翌月及び翌々月以外の月に、Yahoo! BB ホワイトプランの利用契約を解約した場合、会員は解除料10,450円(税込)を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。</p>
<p>第10章 Yahoo! BB バリュープランに関する特約 第35条 (契約期間および解除料) 1. Yahoo! BB バリュープランに関しては、以下に定める期間を契約期間として提供されるものとします。 (3)契約期間の満了月以外の月に、Yahoo! BB バリュープランの利用契約を解約した場合、会員は解除料10,450円(税込)を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。</p>	<p>第10章 Yahoo! BB バリュープランに関する特約 第35条 (契約期間および解除料) 1. Yahoo! BB バリュープランに関しては、以下に定める期間を契約期間として提供されるものとします。 (3)契約期間の満了日が属する月、翌月及び翌々月以外の月に、Yahoo! BB バリュープランの利用契約を解約した場合、会員は解除料10,450円(税込)を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。</p>
<p>第11章 プレミアムに関する特約 第39条 (契約期間および解除料) 2. プレミアムの解除料は以下に定める通りとします。 契約期間の満了の月以外の月に、会員によるプレミアムの解約、または当社による本プランの契約の解除により、利用契約を解約した場合、会員は解除料として3,300円(税込)を一括して当社の定める期日までに支払うものとします。</p>	<p>第11章 プレミアムに関する特約 第39条 (契約期間および解除料) 2. プレミアムの解除料は以下に定める通りとします。 契約期間の満了日が属する月、翌月及び翌々月以外の月に、会員によるプレミアムの解約、または当社による本プランの契約の解除により、利用契約を解約した場合、会員は解除料として3,300円(税込)を一括して当社の定める期日までに支払うものとします。</p>

「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」新旧対照表

<p style="text-align: center;">改定前 (2021年4月1日付)</p>	<p style="text-align: center;">改定後 (2021年7月1日付)</p>
<p>第3章 料金等の支払</p> <p>第12条 (利用期間、契約期間および解除料)</p> <p>2. 本サービスの解除料は以下に定めるとおりといたします。</p> <p>&lt;2012年11月30日以前に申し込みを行なった会員&gt; 会員によるサービスの解約、または当社によるサービス契約の解除により、前項の最低利用期間が経過する前であつ、最低利用期間の最終月以外の月に利用契約が終了した場合、会員は解除料として5,500円(税込)を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。ただし、第7章で定めるプレミアムプランを契約した会員の解除料は、本項の&lt;2012年12月1日以降に申し込みを行った会員&gt;に定める通りとします。</p> <p>&lt;2012年12月1日以降に申し込みを行なった会員&gt; 契約期間の満了月以外の月に、会員によるサービスの解約、または当社によるサービス契約の解除により、利用契約を解約した場合、会員は解除料として5,500円(税込)を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。</p>	<p>第3章 料金等の支払</p> <p>第12条 (利用期間、契約期間および解除料)</p> <p>2. 本サービスの解除料は以下に定めるとおりといたします。</p> <p>&lt;2012年11月30日以前に申し込みを行なった会員&gt; 会員によるサービスの解約、または当社によるサービス契約の解除により、前項の最低利用期間が経過する前であつ、最低利用期間の最終月以外の月に利用契約が終了した場合、会員は解除料として5,500円(税込)を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。ただし、第7章で定めるプレミアムプランを契約した会員の解除料は、本項の&lt;2012年12月1日以降に申し込みを行った会員&gt;に定める通りとします。</p> <p>&lt;2012年12月1日以降に申し込みを行なった会員&gt; 契約期間の満了日が属する月、翌月及び翌々月以外の月に、会員によるサービスの解約、または当社によるサービス契約の解除により、利用契約を解約した場合、会員は解除料として5,500円(税込)を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。</p>
<p>第7章 プレミアムに関する特約</p> <p>第33条 (契約期間および解除料)</p> <p>2. プレミアムの解除料は以下に定める通りとします。</p> <p>契約期間の満了の月以外の月に、会員によるプレミアムの解約、または当社によるプレミアムの契約の解除により、利用契約を解約した場合、会員は解除料として3,300円(税込)を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。</p>	<p>第7章 プレミアムに関する特約</p> <p>第33条 (契約期間および解除料)</p> <p>2. プレミアムの解除料は以下に定める通りとします。</p> <p>契約期間の満了日が属する月、翌月及び翌々月以外の月に、会員によるプレミアムの解約、または当社によるプレミアムの契約の解除により、利用契約を解約した場合、会員は解除料として3,300円(税込)を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。</p>

「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」新旧対照表

<p>改定前 (2021年4月1日付)</p>	<p>改定後 (2021年7月1日付)</p>
<p>第3章 料金等の支払 第12条 (利用期間、契約期間および解除料) 2. 本サービスの解除料は以下に定めるとおりといたします。 ＜2012年11月30日以前に申し込みを行なった会員＞ 会員によるサービスの解約、または当社によるサービス契約の解除により、前項の最低利用期間が経過する前であつ、最低利用期間の最終月以外の月に利用契約が終了した場合、会員は解除料として5,500円(税込)を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。 ただし、第7章で定めるプレミアムを契約した会員の解除料は、本項の＜2012年12月1日以降に申し込みを行った会員＞に定める通りとします。 ＜2012年12月1日以降に申し込みを行なった会員＞ 契約期間の満了月以外の月に、会員によるサービスの解約、または当社によるサービス契約の解除により、利用契約を解約した場合、会員は解除料として5,500円(税込)を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。</p>	<p>第3章 料金等の支払 第12条 (利用期間、契約期間および解除料) 2. 本サービスの解除料は以下に定めるとおりといたします。 ＜2012年11月30日以前に申し込みを行なった会員＞ 会員によるサービスの解約、または当社によるサービス契約の解除により、前項の最低利用期間が経過する前であつ、最低利用期間の最終月以外の月に利用契約が終了した場合、会員は解除料として5,500円(税込)を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。ただし、第7章で定めるプレミアムを契約した会員の解除料は、本項の＜2012年12月1日以降に申し込みを行った会員＞に定める通りとします。 ＜2012年12月1日以降に申し込みを行なった会員＞ 契約期間の満了日が属する月、翌月及び翌々月以外の月に、会員によるサービスの解約、または当社によるサービス契約の解除により、利用契約を解約した場合、会員は解除料として5,500円(税込)を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。</p>
<p>第34条 (契約期間および解除料) 2. プレミアムの解除料は以下に定める通りとします。 契約期間の満了の月以外の月に、会員によるプレミアムの解約、または当社によるプレミアムの契約の解除により、利用契約を解約した場合、会員は解除料として3,300円(税込)を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。</p>	<p>第34条 (契約期間および解除料) 2. プレミアムの解除料は以下に定める通りとします。 契約期間の満了日が属する月、翌月及び翌々月以外の月に、会員によるプレミアムの解約、または当社によるプレミアムの契約の解除により、利用契約を解約した場合、会員は解除料として3,300円(税込)を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。</p>

「Yahoo! BB 光 with フレッツ(IPv6 IPoE)サービス規約」新旧対照表

<p style="text-align: center;">改定前 (2021年4月1日付)</p>	<p style="text-align: center;">改定後 (2021年7月1日付)</p>
<p>第3章 料金等の支払 第12条 (契約期間および解除料) 2. 本サービスの契約期間の満了月以外の月に、会員によるサービスの解約、または当社によるサービス契約の解除により、利用契約を解約した場合、会員は解除料として5,500円(税込)を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。</p>	<p>第3章 料金等の支払 第12条 (契約期間および解除料) 2. 本サービスの契約期間の満了日が属する月、翌月及び翌々月以外の月に、会員によるサービスの解約、または当社によるサービス契約の解除により、利用契約を解約した場合、会員は解除料として5,500円(税込)を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。</p>

「Yahoo! BB 光 フレッツコース(IPv6 IPoE) サービス規約」新旧対照表

<p style="text-align: center;">改定前 (2021年4月1日付)</p>	<p style="text-align: center;">改定後 (2021年7月1日付)</p>
<p>第3章 料金等の支払 第12条 (契約期間および解除料) 2. 本サービスの契約期間の満了月以外の月に、会員によるサービスの解約、または当社によるサービス契約の解除により、利用契約を解約した場合、会員は解除料として 5,500 円 (税込) を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。</p>	<p>第3章 料金等の支払 第12条 (契約期間および解除料) 2. 本サービスの契約期間の満了日が属する月、翌月及び翌々月以外の月に、会員によるサービスの解約、または当社によるサービス契約の解除により、利用契約を解約した場合、会員は解除料として 5,500 円 (税込) を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。</p>

「SoftBank Air サービス規約」新旧対照表

<p>改定前 (2021年4月1日付)</p>	<p>改定後 (2021年7月1日付)</p>
<p>第4章 料金等の支払 第9条の2 (料金プラン変更時の課金切り替え日) 本サービスの料金プランの変更を行った場合の課金の切り替え日は、プラン変更完了日が属する月の翌月1日とします。なお、プラン変更完了日とは、会員が変更後の料金プランを利用するために必要な接続機器を受領したことを当社が確認した日とします。</p>	<p>第4章 料金等の支払 第9条の2 (料金プラン変更時の課金切り替え日) 本サービスの料金プランの変更を行った場合の課金の切り替え日は、プラン変更完了日が属する月の翌月1日とします。なお、プラン変更完了日とは、プラン変更の申込みを当社が承諾した日とします。ただし、会員が機種変更と料金プランの変更を同時に行う場合は、変更後の料金プランを利用するために必要な接続機器を受領したことを当社が確認した日とします。</p>
<p>第13条 (利用期間、契約期間および解除料)</p>	<p>第13条 (利用期間、契約期間および解除料) 本サービスには次の2つの料金プランがあります。機器レンタル規約の規定にかかわらず、機器レンタル規約に基づき接続機器のレンタルを受けることができる本サービスの料金プランは、当社が別途定めるとおりとします。 (1) 2年自動更新プラン (2) 契約期間なしプラン</p>
<p>1. 本サービスの利用期間および契約期間は以下に定めるとおりとします。 第9条第1項に定める課金開始日の属する月を1ヵ月目として、24ヵ月目の末日までを契約期間とし、契約期間の満了月までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に24ヵ月間を契約期間として自動更新されるものとします。ただし、本サービスの料金プランを変更した場合、変更前の契約期間は無効となり、変更後のプランの課金開始日の属する月を1ヵ月目として、24ヵ月目の末日までを契約期間とし、契約期間の満了月までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に24ヵ月間を契約期間として自動更新されるものとします。</p>	<p>1. 2年自動更新プランの利用期間および契約期間は以下に定めるとおりとします。 第9条第1項に定める課金開始日の属する月を1ヵ月目として、24ヵ月目の末日までを契約期間とし、契約期間の満了月までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に24ヵ月間を契約期間として自動更新されるものとします。ただし、本サービスの料金プランを変更した場合、変更前の契約期間は無効となり、変更後のプランの課金開始日の属する月を1ヵ月目として、24ヵ月目の末日までを契約期間とし、契約期間の満了月までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に24ヵ月間を契約期間として自動更新されるものとします。</p>

2. 本サービスの解除料は以下に定めるとおりとします。  
 契約期間の満了月以外の月に、会員によるサービスの解約、または当社によるサービス契約の解除により利用契約を解約した場合、会員は解除料として 10,450 円（税込）を一括して当社

が定める期日までに支払うものとします。ただし、以下に該当する場合はこの限りではないものとします。

(1) 2015 年 8 月 31 日以前に本サービスへ申し込みを行い、かつ接続機器を購入し、第 9 条第 1 項に定める課金開始日の属する月を 1 ヶ月目として 25 ヶ月目の月に本サービスの契約を解除した場合

(2) 第 8 条第 4 項に該当する場合または移転後 8 日以内に会員が当社所定の方法により接続不可の申告をし、当社が当該申告を承諾した場合

2. 契約期間の満了日が属する月、翌月及び翌々月以外の月に、会員によるサービスの解約、当社によるサービス契約の解除により利用契約を解約した場合、または料金プランを変更した場合、会員は以下に定める解除料を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。

解除前プラン/ 変更前プラン	解除/ 変更後プラン	解除料
2年自動更新プラン	解除	10,450 円（税込）
	契約期間なしプラン	10,450 円（税込）
契約期間なしプラン	解除	解除料なし
	2年自動更新プラン	解除料なし

ただし、以下に該当する場合はこの限りではないものとします。

(1) 2015 年 8 月 31 日以前に本サービスへ申し込みを行い、かつ接続機器を購入し、第 9 条第 1 項に定める課金開始日の属する月を 1 ヶ月目として 25 ヶ月目の月に本サービスの契約を解除した場合

(2) 第 8 条第 4 項に該当する場合または移転後 8 日以内に会員が当社所定の方法により接続不可の申告をし、当社が当該申告を承諾した場合

第 9 章 Yahoo! BB 基本サービスに関する特約  
 第 38 条（契約期間および解除料）

2. プレミアムの解除料は以下に定めるとおりとします。  
 プレミアムの契約期間の満了月以外の月に、会員によるプレミアムの解約、または当社によるプレミアムの契約解除により、利用契約を解約した場合、会員は解除料として 3,300 円（税込）を一括して当社の定める期日までに支払うものとします。ただし、本サービスの接続機器を購入した会員で、2015 年 8 月 31 日以前に本サービスと同時にプレミアムの申し込みを行い、第 37 条に定めるプレミアムの課金開始日の属する月を 1 ヶ月目として 25 ヶ月目の月にプレミアムの契約を解除した場合はこの限りではないものとします。

第 9 章 Yahoo! BB 基本サービスに関する特約  
 第 38 条（契約期間および解除料）

2. プレミアムの解除料は以下に定めるとおりとします。  
 プレミアムの契約期間の満了日が属する月、の当月・翌月及び・翌々月以外の月に、会員によるプレミアムの解約、または当社によるプレミアムの契約解除により、利用契約を解約した場合、会員は解除料として 3,300 円（税込）を一括して当社の定める期日までに支払うものとします。ただし、本サービスの接続機器を購入した会員で、2015 年 8 月 31 日以前に本サービスと同時にプレミアムの申し込みを行い、第 37 条に定めるプレミアムの課金開始日の属する月を 1 ヶ月目として 25 ヶ月目の月にプレミアムの契約を解除した場合はこの限りではないものと

ます。



「SoftBank 光サービス規約」新旧対照表

<p style="text-align: center;">改定前 (2021年6月1日付)</p>	<p style="text-align: center;">改定後 (2021年7月1日付)</p>
<p>第5章 契約期間 第24条 (契約期間および解除料) (3) 契約期間の満了月以外の月に、本サービスの利用契約の解約の効力が生じた場合、またはプラン変更をした場合、以下に定める解除料を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。</p>	<p>第5章 契約期間 第24条 (契約期間および解除料) (3) 契約期間の満了日が属する月、翌月及び翌々月以外の月に、本サービスの利用契約の解約の効力が生じた場合、またはプラン変更をした場合、以下に定める解除料を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。</p>
<p>第12章 Yahoo! BB 基本サービスに関する特約 第57条 (契約期間および解除料) 2. プレミアムの解除料は以下に定めるとおりとします。 プレミアムの契約期間の満了月以外の月に、会員によるプレミアムの解約、または当社によるプレミアムの契約解除により、利用契約を解約した場合、会員は解除料として 3,300 円(税込)を一括して当社の定める期日までに支払うものとします。</p>	<p>第12章 Yahoo! BB 基本サービスに関する特約 第57条 (契約期間および解除料) 2. プレミアムの解除料は以下に定めるとおりとします。 プレミアムの契約期間の満了日が属する月、翌月及び翌々月以外の月に、会員によるプレミアムの解約、または当社によるプレミアムの契約解除により、利用契約を解約した場合、会員は解除料として 3,300 円(税込)を一括して当社の定める期日までに支払うものとします。</p>

「ソフトバンク BB プロバイダーサービス規約」新旧対照表

<p>改定前 (2021年4月1日付)</p>	<p>改定後 (2021年7月1日付)</p>
<p>第7章 プレミアムに関する特約 第31条 (契約期間および解除料) 2. プレミアムの解除料は以下に定める通りとします。 契約期間の満了の月以外の月に、会員によるプレミアムの解約、または当社によるプレミアムの契約の解除により、利用契約を解約した場合、会員は解除料として3,300円(税込)を一括して当社の定める期日までに支払うものとします。</p>	<p>第7章 プレミアムに関する特約 第31条 (契約期間および解除料) 2. プレミアムの解除料は以下に定める通りとします。 契約期間の満了日が属する月、翌月及び翌々月以外の月に、会員によるプレミアムの解約、または当社によるプレミアムの契約の解除により、利用契約を解約した場合、会員は解除料として3,300円(税込)を一括して当社の定める期日までに支払うものとします。</p>

「機器レンタル規約」新旧対照表

<p>改定前 (2021年4月1日付)</p>	<p>改定後 (2021年7月1日付)</p>
<p>第8章 Wi-Fi 地デジパックに関する個別規定 第29条 (契約期間、解除料) 1. Wi-Fi 地デジパックは、第5条 (レンタル料金) 第2項、第28条 (パック料金の適用) に定める課金開始日の属する月から起算して、24ヵ月後の月の末日までを契約期間とし、契約期間の満了月(以下、「地デジパック契約満了月」といいます。)までに第30条 (契約の解約、解除) に定める解約の効力が生じなかった場合、更に24ヵ月間を契約期間として自動更新されるものとします。なお、地デジパック契約満了月以外に Wi-Fi 地デジパックの契約を終了した場合、会員は当社に解除料として5,500円 (税込) を支払うものとします。ただし、地デジパック契約満了日まで無線 LAN カードの契約を継続する場合に限りその解除料を免除するものとします。</p>	<p>第8章 Wi-Fi 地デジパックに関する個別規定 第29条 (契約期間、解除料) 1. Wi-Fi 地デジパックは、第5条 (レンタル料金) 第2項、第28条 (パック料金の適用) に定める課金開始日の属する月から起算して、24ヵ月後の月の末日までを契約期間とし、初回の契約期間の満了月までに第30条 (契約の解約、解除) に定める解約の効力が生じなかった場合、以後は契約期間の定めはないものとします。なお、課金開始日の属する月から起算して、24ヵ月後の月の末日までに Wi-Fi 地デジパックの契約を終了した場合、会員は当社に解除料として5,500円 (税込) を支払うものとします。ただし、地デジパックの課金開始日の属する月から起算して、24ヵ月後の月の末日まで無線 LAN カードの契約を継続する場合に限りその解除料を免除するものとします。</p>

「オプションパック規約」新旧対照表

<p>改定前 (2021年4月1日付)</p>	<p>改定後 (2021年7月1日付)</p>
<p>第7条（適用期間および解除料について） 2. 本サービスのうち、第2条第1項において解除料が設定されているパッケージサービスについては、適用期間の満了月以外に当該パッケージサービスの利用契約が終了した場合、会員は当社に対して同項に定める解除料を支払うものとします。なお、固定ブロードバンドサービス（付随するオプションサービスを含む）を本サービスと同一月内に解約することにより解除料が重複して発生する場合は、解除料総額の上限金額を11,000円（税込）とします。ただし、この上限金額は、SoftBank 光サービスで提供されている5年自動更新プラン（TVセット）の解除料およびスカパー!セット割の解除料には適用されません。</p>	<p>第7条（適用期間および解除料について） 2. 本サービスのうち、第2条第1項において解除料が設定されているパッケージサービスについては、適用期間の満了日が属する月、翌月及び翌々月以外に当該パッケージサービスの利用契約が終了した場合、会員は当社に対して同項に定める解除料を支払うものとします。なお、固定ブロードバンドサービス（付随するオプションサービスを含む）を本サービスと同一月内に解約することにより解除料が重複して発生する場合は、解除料総額の上限金額を11,000円（税込）とします。ただし、この上限金額は、SoftBank 光サービスで提供されている5年自動更新プラン（TVセット）の解除料およびスカパー!セット割の解除料には適用されません。</p>